

# 平成29年度保育園・認定こども園の入園申請が始まります

来年4月以降、市内の保育園および認定こども園（羽茂保育園のみ）の

利用を希望する方は、手続きをお願いします。

保育園・認定こども園の保育の利用が可能な児童（2・3号認定）

保護者が働いているなど、保育を必要とする児童

## 入園手続きについて

### 新規入園を希望する方

入園申し込みと同時に、保育の必要性と必要量の認定申請をしていただきます。

保育の必要性と必要量の認定とは、保育が必要な事由（就労など）に該当しているか、また、それぞれの家庭の就労実態等に応じて、保育の必要量（保育時間）を認定するものです。保育の必要量は、保育短時間認定（8時間以内の利用）と保育標準時間認定（11時間以内の利用）に分けられます。

※それぞれ延長保育の利用は可能です。

「認定申請書」と「保育園入園申込書」は10月20日（木）以降、各保育園、市役所、各支所・行政サービスセンターに設置のほか、ホームページからダウンロードできるよう準備する予定です。保育園利用希望の方は、認定申請書、入園申込書と併せ、

保育を必要とする証明書類（就労証明）を提出してください。

### 継続入園を希望する方

継続入園を希望の方は、11月以降、現在通っている保育園を通じて継続入園用の申込用紙を配布しますので必要事項を記入の上、提出してください。

### 認定こども園の授業を受ける事が可能な児童（1号認定）

3歳以上で幼児教育を希望する児童

※平成29年4月から羽茂保育園が認定こども園になる予定です。幼児教育を希望されます児童（1号認定）については、直接羽茂保育園にお問い合わせください。

### 申請受付期間

11月1日（火）～11月30日（水）

### 利用者負担額（保育料・授業料）について

保育料は、保護者等の課税状況に応じて算定します。

また、子育て支援の一環として、

同時在園の二子目以降および在園児の兄弟が小学校1年生から3年生の年齢の範囲にいる場合、在園児は無料になります。

### 認定証の交付と入園承諾

受付期間に認定申請があった方には、申請から30日以内に、保育の必要性と必要量の「認定証」を交付します。また、入園申込の承諾については、平成29年2月上旬（予定）に承諾書を送付する予定です。

※保育の実施基準に該当しないため、認定されない場合があります。また、希望者多数で保育園の定員を超えるなどの場合、保育の必要性の事由によっては、希望の保育園を利用できない場合もありますので予めご承知ください。

### お問い合わせ

市役所社会福祉課 子育て支援室  
保育係 ☎63-5113  
または、各保育園

利用者負担額（保育料）の納付は便利で確実な口座振替のご利用をお勧めします

口座振替は、指定された金融機関の口座から、納期限の日に自動的に引き落とされ、便利で確実な制度です。口座振替を希望される方は、各金融機関、市役所社会福祉課、各支所・行政サービスセンターに設置してあります申込用紙に、必要事項を記入の上、金融機関届出印を押印し、利用される金融機関へ提出してください。

